

現行と改正法施行後における個人情報保護審議会の所掌事項について

1 報告事項

現行
(1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出の状況
(2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出の状況
(3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出の状況
(4) 保有個人情報の目的外利用の届出の状況
(5) 保有個人情報の外部提供の届出の状況
(6) 保有個人情報の利用の届出の状況



改正法施行後（案）
(1) 個人情報ファイル簿の公表の状況【新規】
(2) 保有個人情報の目的外利用の届出の状況
(3) 保有個人情報の外部提供の届出の状況

●整理の論点1（報告事項(1)関係）

個人情報の集合体を取り扱う単位が、これまでの業務単位から個人情報ファイル単位に変化するため、今後は、各所管における個人情報ファイルの保有状況をどう捉えるのが課題となる。

改正法の規定では、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けている。市では、これに対応し、市政情報コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載を予定しているが、同様に、個人情報保護審議会に報告することとしたらどうか。

●整理の論点2（報告事項(2)、(3)関係）

保有個人情報の目的外利用又は外部提供をした場合、改正法では目的外利用又は外部提供をしたことの届出を義務付けていないが、従来どおり、市の機関内部における保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況を一定程度捉える必要があるのではないか。

## 2 諮問事項

現行
(1) この条例によりその権限に属する事項 ア 個人の思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる事実に関する事項（いわゆる要配慮個人情報）等の例外的保有（条例第5条第2項ただし書） イ 本人以外のものでからの個人情報の例外的収集（条例第7条第2項） ウ 保有個人情報の例外的な目的外利用又は外部提供（条例第8条第2項） エ 電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合の電子計算組織の例外的結合（条例第10条第1項）
(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認められる事項



改正法施行後（案）
(1) 法施行条例を改正しようとする場合【新規】
(2) 市が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合【新規】
(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが特に必要であると認められる場合

3 その他情報（過去、個人情報保護審議会に付議した上で実施されてきた保有個人情報の目的外利用又は外部提供の改正法施行日以後における取扱い）

過去、個人情報保護審議会に付議した上で実施されてきた保有個人情報の目的外利用又は外部提供については、改正法の施行日以後も、第69条（利用及び提供の制限）第2項各号のいずれに該当し許容されるのか、又は許容されないのかを改正法の施行日までに再整理する必要があるとの考え方が国から示されている。